

柏崎市陸上競技協会規約

(名称)

第1条 本会は、柏崎市陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 本会には事務所を置く。事務所は会長の指定する場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、陸上競技の普及発展を図り、体育・スポーツ文化の高揚に寄与することを目的とする。

(会員・組織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する柏崎市・刈羽郡内に居住又は勤務する個人及び団体（概ね5人以上で構成）をもって組織する。ただし、柏崎市・刈羽郡以外の居住者や勤務者の加入は妨げない。

(事業)

第5条 本会は、本会の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 主催・共催としての陸上競技大会（ロードレース・駅伝を含む）の開催
- (2) 後援として開催される陸上競技大会（ロードレース・駅伝を含む）の支援
- (3) 日本陸上競技連盟や新潟陸上競技協会等が開催する大会への選手の参加及び役員への派遣
- (4) 小学生から社会人までを対象とした選手の育成・強化
- (5) 陸上競技やスポーツ医科学等に関する研修会や講習会の開催及び参加
- (6) 公認審判員及び選手の登録に関する事務
- (7) その他本会の目的達成に必要と認めた事業

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

会長1人、副会長若干名、顧問若干名、参与若干名

理事長1人、副理事長若干名、幹事（会計幹事を含む）若干名、監事2人

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のように行う。

- (1) 幹事 総会において選出された者
選出された幹事及び理事長で、幹事会を構成する。
- (2) 会長・副会長・理事長・副理事長・監事は、幹事会において推薦し、総会の承認を得て選出する。
- (3) 顧問・参与は、会長が委嘱する。

(職務)

第8条 役員職務を次のように定める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問・参与は、会議に参加し、会長の諮問に応じる。
- (4) 理事長は、幹事長を兼ね、会務を掌理・推進する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

必要に応じて会務を執行する

(6) 幹事は、会務を審議し、執行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。総会は毎年1回以上、幹事会は必要に応じて開催し、会議は会長が招集する。

2 総会は、事業計画・予算及び事業報告・決算を審議し、本会の役員を承認する。

3 総会の審議事項は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決定する。

4 幹事会は、総会にかける役員推薦、年度の事業計画・予算案を検討・作成し、かつ、事業を執行する。幹事会には、正副会長・副理事長も出席し、意見を述べる事ができる。

5 総会の議長は、会長が務める。

6 幹事会の議長は、副会長が務める。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第13条 本規約の改正は、総会の決議によるものとする。

(付則)

昭和33年4月1日 規約制定・施行

平成11年4月1日 規約改正

平成22年4月7日 規約改正

平成25年4月3日 規約改正 (名称)

令和5年4月2日 規約改正 (会議)

令和8年4月4日 規約改正 (役員選出)